

米空軍兵等の相次ぐ道路交通法違反に抗議する意見書

平成31年4月17日午前4時45分頃、北谷町美浜の道路で嘉手納基地所属の米空軍兵が酒気を帯びた状態で乗用車を運転し二人乗りバイクに追突、けがを負わせる事故を起こし、現行犯逮捕された。同月21日にも、沖縄市内にて米空軍兵が酒気帯び状態で運転する乗用車が赤信号停車中の乗用車に追突し現行犯逮捕、また26日には那覇市内においても酒気帯び運転をしたとして米空軍兵が現行犯逮捕されている。

さらには5月5日、北中城村の道路で職務質問を受けた際に飲酒検知拒否をしたとして、米空軍兵が道路交通法違反で現行犯逮捕され、同月12日には北谷町でも同様に飲酒検知拒否をしたとして、米陸軍兵が道路交通法違反で現行犯逮捕されるなど、米軍人による事件が相次いで発生しており、米軍の規律の乱れに対し深く憂慮するものである。

嘉手納町議会では、米軍人や軍属による飲酒に関わる道路交通法違反等が発生するたびに、米軍当局や関係機関に厳重に抗議するとともに、綱紀粛正の徹底や再発防止を講ずるよう強く要求してきたが、一向に改善されない現状に対し強い憤りを禁じ得ない。

第18航空団においては、所属軍人及び軍属への飲酒プログラム等の再教育を徹底したうえで、その結果を公表すべきである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米空軍兵等の相次ぐ道路交通法違反に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪並びに完全なる補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底するとともに、具体的な再発防止策を日米両政府で作成し早急に公表すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年5月21日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

米空軍兵等の相次ぐ道路交通法違反に抗議する決議

平成31年4月17日午前4時45分頃、北谷町美浜の道路で嘉手納基地所属の米空軍兵が酒気を帯びた状態で乗用車を運転し二人乗りバイクに追突、けがを負わせる事故を起こし、現行犯逮捕された。同月21日にも、沖縄市内にて米空軍兵が酒気帯び状態で運転する乗用車が赤信号停車中の乗用車に追突し現行犯逮捕、また26日には那覇市内においても酒気帯び運転をしたとして米空軍兵が現行犯逮捕されている。

さらには5月5日、北中城村の道路で職務質問を受けた際に飲酒検知拒否をしたとして、米空軍兵が道路交通法違反で現行犯逮捕され、同月12日には北谷町でも同様に飲酒検知拒否をしたとして、米陸軍兵が道路交通法違反で現行犯逮捕されるなど、米軍人による事件が相次いで発生しており、米軍の規律の乱れに対し深く憂慮するものである。

嘉手納町議会では、米軍人や軍属による飲酒に関わる道路交通法違反等が発生するたびに、米軍当局や関係機関に厳重に抗議するとともに、綱紀粛正の徹底や再発防止を講ずるよう強く要求してきたが、一向に改善されない現状に対し強い憤りを禁じ得ない。

第18航空団においては、所属軍人及び軍属への飲酒プログラム等の再教育を徹底したうえで、その結果を公表すべきである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米空軍兵等の相次ぐ道路交通法違反に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪並びに完全なる補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底するとともに、具体的な再発防止策を日米両政府で作成し早急に公表すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和元年5月21日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長